

国土動指第93号  
令和2年2月27日

都道府県主管部長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長  
( 公 印 省 略 )

宅地建物取引士に対する講習（法定講習）における  
新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日決定）が決定され、「イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」こと等の方針が示されております。

本基本方針の内容を踏まえ、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の17第3号の規定に基づき、宅地建物取引士に対する講習の実施要領（昭和55年建設省告示第1798号）の一部を改正する告示（令和2年2月27日国土交通省告示第202号）により、「第四 講習の実施に関する特例」を追加したところであり、第四に規定する国土交通大臣が認める方法は、別途通知するまでの当面の間、下記のとおりとします。

なお、第四の規定は、自然災害その他の事情により講習の実施が困難と認められる場合の特例であって、平常時において当該特例を講ずることは認められないので、ご注意ください。

記

1. 講習は、教材を用いた自宅学習及び効果測定（確認テスト）により行うものとする。
2. 講習機関は、受講者本人に対し、教本等必要な教材、効果測定、学習報告書の様式を手交又は送付するものとする。
3. 講習を修了した受講者は、講習機関に対し、解答済みの効果測定及び学習報告書を送付するものとする。
4. 学習報告書は、学習日時、受講者の署名を記載するものとする。
5. 講習機関は、受講者から送付された解答済みの効果測定及び学習報告書を確認するものとする。

※これ以外の方法による場合は、別途ご相談ください。

以上

# 宅地建物取引業法施行規則第十四条の十七第三号の規定に基づく、 宅地建物取引士に対する講習の実施要領

(昭和 55 年 11 月 29 日建設省告示第 1798 号) 最終改正 令和 2 年 2 月 27 日国土交通省告示 202 号

## 第一 講習の科目及び時間

宅地建物取引業法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の指定を受けた講習（以下「講習」という。）の科目及び時間は、次のとおりとする。

### ① 講習の科目

- 一 宅地建物取引士の使命と役割に関する事項
- 二 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項
  - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令の概要
  - ロ おおむね過去五年間におけるイに掲げる法令の改正等の要点
- 三 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項
  - イ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項の概要
  - ロ おおむね過去五年間における土地及び建物についての法令上の制限の改正等の要点
  - ハ 土地及び建物についての法令上の制限に関する実務上の主要な留意事項
- 四 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項
  - イ 宅地及び建物についての税に関する法令の概要
  - ロ おおむね過去五年間におけるイに掲げる法令の改正等の要点
  - ハ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する実務上の主要な留意事項
- 五 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の価格の評定に関する事項
  - イ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令の概要
  - ロ おおむね過去五年間における宅地建物取引業法及び同法の関係法令の改正等の要点
  - ハ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する実務上の主要な留意事項
  - ニ 宅地及び建物の価格の評定に関する実務
- 六 宅地又は建物の取引に係る紛争のうち代表的なものの処理の実例

### ② 講習の期間

講習は一日で終了するものとし、講習の時間はおおむね六時間とする。

## 第二 講習修了証明

講習を修了した者に対しては、宅地建物取引業法施行規則別記様式第七号の二の二による宅地建物取引士証交付申請書の下欄に講習を受講した証明を行うものとする。ただし、特に必要があると都道府県知事が認めた場合には、講習を修了した旨の証明書を交付するものとする。

## 第三 その他講習に関し必要な事項

- 一 講習を実施する日時、場所等の公告  
講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、あらかじめ周知方法を講ずるものとする。
- 二 講習実施計画書の届出等  
受講料は一万二千元以下とするものとし、毎年度開始前に、受講料その他の講習の実施に関する事項を記載した講習実施計画書を指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。
- 三 都道府県知事への報告  
講習を実施した場合においては、速やかに受講者に係る登録をしている都道府県知事に報告するものとする。

## 第四 講習の実施に係る特例

自然災害その他の事情により、第三の二に規定する講習実施計画書に基づく講習の実施が困難と認められる場合には、第一から第三までの規定にかかわらず、国土交通大臣が認める方法により実施することができる。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。